

東京大学憲章改正手続規則

平成18年9月26日

役員会議決

東大規則第21号

沿革

第1条 総長は、東京大学憲章（以下「憲章」という。）第21条の規定に基づき、この規則を制定する。

第2条 憲章の改正には、役員会の議を経て総長がこれを発議し、経営協議会及び教育研究評議会の承認を経ることを要する。この承認には、各々の総構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第3条 前条の規定による承認を経たときは、総長は改正された憲章を直ちに公表するものとする。

第4条 この規則の改正には、第2条の規定する手続を経ることを要する。

附 則

この規則は、平成18年9月26日から施行する。

沿革

東京大学憲章改正手続規則

体系情報

□第2編 総務及び人事

▽ 第1章 総務

沿革情報

◆平成18年09月26日 役員会議決